

(別添)

独立行政法人国立美術館キュレーター研修実施要項

- 1 趣旨
公私立美術館の学芸担当職員（学芸員資格を有する者）を対象とした研修を実施し、その専門的知識及び技術の向上を図る。
- 2 主催
独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）
- 3 受入館
東京国立近代美術館
京都国立近代美術館
国立西洋美術館
国立国際美術館
国立新美術館
- 4 研修期間
研修期間は、研修生の希望を踏まえ、受入館が承認した期間とする。
- 5 研修生の資格
公私立美術館の学芸担当職員（学芸員資格を有する者）とする。
- 6 研修生人員
若干名とする。
- 7 研修内容
研修内容は、研修生の希望を踏まえ、受入館が承認した内容とする。
- 8 研修生の決定等
 - (1) 研修生の募集・申込・決定については、都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会を通じて行うものとする。
 - (2) 前号の申込は、別紙「参加申込書」により行うものとする。
- 9 研修のために必要な経費
研修生の勤務地と受入れ館間の交通費及び滞在費は、研修生を派遣する機関が負担する。
- 10 修了証書の交付
所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。
- 11 「キュレーター研修修了者名簿」への登載
研修を修了した者については、国立美術館に備える「キュレーター研修修了者名簿」にその氏名等を登載する。
- 12 その他
この実施要項に定めるもののほか、この研修の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。